

2021 年度介護保険制度・報酬改定への対応の振り返りと今後の課題

介護保険制度に基づく介護サービスの提供対価である介護報酬について、2021 年度改定が行われました。介護保険制度・報酬は 3 年ごとに国の審議会にて改定論議が行われ、生協福祉事業に大きな影響を及ぼします。

今回の改定論議に対して取り組んできた生協の対応の到達点と、次期 2024 年改定に向けた取り組み課題について報告します。

1. 取組成果と今後の課題

(1) 取組成果

- ①「生協 10 の基本ケア」が重視する自立支援・重度化予防の重要性が位置付けられ、各種加算と新設された科学的介護情報システム「LIFE」に内容が一定反映されました。
- ②人材確保の手立てとして特定処遇改善加算が創設されました。
- ③厚生労働省に介護分野の負担軽減に関する委員会が設置され、市町村のローカルルールや事業所運営に求められていた煩雑な提出書類の見直しがすすめられました。

(2) 今後の課題と取組 (2021 年～2023 年)

- ①利用者の在宅生活を支えるために重要なサービスである地域密着型サービスについては、普及を後押しする施策や報酬上の評価拡充が図られませんでした。国に対して展開を後押しする具体的な施策・評価の拡充のための働きかけを継続します。
- ②人材確保・定着について重要性は位置付けられましたが、抜本的な改善につながる施策はありませんでした。国の責務として事態を好転させる抜本的な施策、介護の魅力や専門性が広く国民に広がるための社会的評価向上や報酬上の評価充実を求める国への要請の取組を継続します。
- ③科学的介護情報システム「LIFE」が収集するデータ項目については未だ不十分であり、運用の適正化を図る必要があります。「生協 10 の基本ケア」に取り組む事業所のデータ収集等を通じて、その効果を明らかにしながら「LIFE」を始めとした自立支援・重度化予防に係る評価の適正化を求めていきます。

報告の補足

1. 2021 年介護報酬改定の特徴

- (1) 介護サービス全体で 0.70% のプラス改定となりました。
- (2) 新型コロナウイルスや大規模災害が発生するなかで「①災害や感染症への対応力強化」を図るとともに、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年に向けて、高齢者人口がピークとなる 2040 年も見据えながら、「②地域包括ケアシステムの推進」、「③自立支援・重度化防止の取組の推進」、「④介護人材の確保・介護現場の革新」、「⑤制度の安定性・持続可能性の確保」を図る内容となっています。
- (3) 報酬上の大きな見直しとして、自立支援・重度化防止につながる取組を評価する仕組み「LIFE」が新たに創設されました。利用者データを収集し「LIFE」を通じて国へ提出することで、介護報酬を上乗せする加算の算定につながります。

2. 日本生協連での取組と到達点

(1) 生協 10 の基本ケアの効果検証

- ①取組：自立支援・重度化予防に資する実践である「生協 10 の基本ケア」について、2018 年度に国の国庫補助を受託し効果検証に取り組みました。取りまとめた報告書は、記者会見を実施するとともに国の審議会委員へ送付するなど、理解普及をすすめました。
- ②到達点：送付後の審議会では、医師会選出の委員から生活を支える視点で報酬評価する必要性が意見として挙がるなど論議がすすみました。結果として、「LIFE」の中に生協 10 の基本ケアで重視する食事（口腔・栄養）や入浴など日常生活の支援に係る評価項目が盛り込まれました。

(2) 地域密着型サービスの機能・役割の評価

- ①取組：小規模多機能型居宅介護をはじめとした地域密着型サービスの取組を広げていくために、全国の会員生協や生協立社会福祉法人が参加する「全国地域包括ケアシステム連絡会」と連携しながら、国に対して施策や評価の拡充を求める働きかけをすすめました。
- ②到達点：在宅生活の限界点を高める機能・役割が評価されるとともに、更なる普及の必要性が審議報告に明文化されました。しかしながら拡充していくための具体的な施策・評価は見送られました。

(3) ローカルルール、提出文書の削減

- ①取組：会員生協の実態について収集し、民間介護の代表として審議会への働きかけ、自民党の厚生労働部会での働きかけを行いました。
- ②到達点：文書削減の委員会が設置されました。制度改定の論点になり、ローカルルール削減に向けた動き、統一書式の策定などすすめられました。現場作業の軽減化に一定寄与しました。

(4) 国の審議会論議の情報収集と働きかけ

- ①取組：国の審議会に民間介護事業者からの代表委員を選出する「民間介護事業推進委員会」に参加し、審議会論議の方向性について情報収集をすすめ、生協の意見が代表委員の審議会発言に反映されるよう働きかけをすすめました。医療福祉生協連介護福祉員委員会と日本生協連福祉事業小委員会の共同プロジェクトを設置し、会員生協へのアンケートを実施するなど現場の意見に基づきながら、介護保険制度・介護報酬評価のあり方について生協の主張・意見を取りまとめました。
- ②到達点：
 - i 社会保障審議会介護保険部会（介護保険制度改定論議）に対して、「生協の主張」を取りまとめ、大島一博老健局長（当時）に提出しました。（2019年12月6日）
 - ii 社会保障審議会介護給付費分科会（介護報酬改定論議）に対して「生協の意見」を取りまとめ、土生栄二老健局長に提出しました。（2020年12月9日）
 - iii 共同プロジェクトでは、会員生協を対象に報酬改定事項の理解をすすめるオンラインセミナーを開催し、介護現場で求められる事業対応方策の検討・発信を継続しています。

3. 次期改定に向けた取組課題（2021年～2023年）

(1) 自立支援・重度化予防に資するケアに対する評価の適正化

全国生協で自立支援・重度化予防に取り組んでいくために、生協10の基本ケアの内容が報酬上の評価に反映されることが必要です。

「LIFE」が創設されたことは前進ですが、今後の見直し検討の中で、提出が求められる項目によっては介護現場の実践に支障が生じることが懸念されます。生協10の基本ケアに取り組む事業所のデータ収集等を通じて、その効果を明らかにしながら「LIFE」を始めとした自立支援・重度化予防に係る評価の適正化を求めていきます。

(2) 包括報酬型の地域密着型サービスの更なる展開につながる施策・評価

利用者の状態に応じて訪問・通い・泊りを柔軟に組み合わせることで、住み慣れた在宅生活を支える包括報酬型の地域密着型サービスの更なる展開が必要です。国に対して展開を後押しする具体的な施策・評価の拡充のための働きかけを継続します。

全国地域包括ケアシステム連絡会等と連携しながら、先進的な実践の収集や、生協での事業チャレンジの支援をすすめます。

(3) 介護人材確保・定着、生産性向上等の運営支援の拡充

訪問介護をはじめとする介護現場の人材不足は緊喫の課題です。介護職員の確保・定着を担保する報酬とともに、学校教育等と連携して若い世代に専門性と魅力を幅広く発信する必要があります。国の責務として事態を好転させる抜本的な施策、介護の魅力や専門性が広く国民に広がるための社会的評価向上や報酬上の評価充実を求める国への要請の取組を継続します。

(4) 全国一律でサービスを受けることのできる介護保険制度のあり方

介護保険は市町村が保険者となる制度です。地域に実情に応じた運営が行われますが、サービス格差につながる要因にもなっています。

人材が限られている中で効率的な事業運営が求められる一方で、市町村ごとのローカルルールが負担につながっています。また、今後は、住み慣れた在宅生活の継続に必要なサービスの拡充も不可欠となります。国が主導して、全国一律に必要なサービスを受けることのできるルールを作っていくことが必要です。

添付資料

- ・ 報告内容の用語説明

資料

報告：2021 年度介護保険制度・報酬改定への対応の振り返りと今後の課題 用語説明

1. LIFE

科学的介護情報システム（Long-term care Information system For Evidence）の略称です。システムを通じて利用者の情報や介護サービス提供に関するデータが厚生労働省へ提出されます。介護事業所はデータ提出することで加算の算定につながります。国は、集まったデータ解析によるフィードバックの活用によって、科学的に裏付けられた介護の実現を目指しサービスの質の向上を図るとしています。

2. 特定処遇改善加算

深刻な人手不足を背景に、介護現場で働く介護職員の賃上げ等の処遇改善を図るために創設された加算です。職場環境の改善や研修計画など一定の要件を満たすことで、事業所単位で取得することができます。得られた加算収入は全て対象介護職員への賃金に充てる必要があります。

3. 地域包括ケアシステム

2025 年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域の包括的な支援・サービス提供体制のことをいいます。

4. 地域密着型サービス

認知症高齢者や要介護高齢者が、介護度が重くなっても、住み慣れた地域で生活を継続できるように創設された介護サービスです。小規模多機能型居宅介護や認知症グループホームなどがあります。市町村により指定された事業者がサービスを行い、その地域に住む住民が対象となります。

5. 包括報酬

実施したサービス個々に報酬を設定するのではなく、月単位で定められた定額型の報酬のことを指します。介護施設や小規模多機能型居宅介護などのサービスが当てはまります。対して、訪問介護や通所介護など 1 回当たりのサービス提供の積み上げを算定することを「出来高報酬」といいます。

6. 全国地域包括ケアシステム連絡会

「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、先駆的また積極的な取り組みをすすめている法人の「情報交換」の場（ネットワーク）、「学習・交流」の場、「政策提言のとりまとめ」等の場として 2017 年 7 月に設立されました。ならコープ母体の社会福祉法人協同福祉会が呼びかけを行い、福祉事業を行う生協・生協立社会福祉法人が参加しています。